ヘイト・スピーチ補足資料

2015年5月25日

主専攻法学演習(憲法)

４年　加村、齋藤、吉田

３年　生方、鴨田、中出

１、街頭宣伝差止め等請求事件　控訴審(大阪高裁平26.7.8)

　「人種差別撤廃条約は、国法の一形式として国内法的効力を有するとしても、その規定内容に照らしてみれば、国家の国際責任を規定するとともに、憲法13条、14条1項と同様、公権力と個人との関係を規律するものである。すなわち、本件における被控訴人と控訴人らとの間のような私人相互の関係を直接規律するものではなく、私人相互の関係に適用又は類推適用されるものでもないから、その趣旨は、民法709条等の個別の規定の解釈適用を通じて、他の憲法原理や私的自治の原則との調和を図りながら実現されるべきものであると解される。

したがって、一般に私人の表現行為は憲法21条1項の表現の自由として保障されるものであるが、私人間において一定の集団に属する者の全体に対する人種差別的な発言が行なわれた場合には、上記発言が、憲法13条、14条1項や人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、合理的理由を欠き、社会的に許容し得る範囲を超えて、他人の法的利益を侵害すると認められるときには、民法709条にいう『他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した』との要件を満たすと解すべきであり、これによって生じた損害を加害者に賠償させることを通じて、人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨を私人間においても実現すべきものである。」

「また、我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とする。加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止を目的とするものではないから、被害者に実際に生じた損害額に加え、制裁及び一般予防を目的とした賠償を命ずることはできない。しかしながら、上記のとおり人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、当該行為の悪質性を基礎付けることになり、理不尽、不条理な不法行為による被害感情、精神的苦痛などの無形損害の大きさという観点から当然に考慮されるべきである。」

２、京都朝鮮学校公園占領講義事件(京都地裁平23.4.21)

(１)判旨

①威力業務妨害・侮辱について

「[被告人](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%C8%EF%B9%F0%BF%CD)４名は、……約４６分間にわたって、[学校法人](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%B3%D8%B9%BB%CB%A1%BF%CD)[京都](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%B5%FE%C5%D4)[朝鮮](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%C4%AB%C1%AF)学園が設置する……[京都](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%B5%FE%C5%D4)[朝鮮](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%C4%AB%C1%AF)第一初級学校南側路上及び……公園において、……同校校長Kらに向かってこもごも怒声を張り上げ、拡声器を用いるなどして、……などと怒号し、」

②器物損壊について

「被告人……は、……公園内において、前記学校法人京都朝鮮学園が所有管理するスピーカー及びコントロールパネルをつなぐ配線コード（損害額約１５４０円相当）をニッパーで切断して損壊し」

　①・②の量刑について

　「その犯行態様は悪質である。これらの行為は、本件学校に多数の児童が存校していることを認識しながら行われたことが明らかであり、不穏当な行為というほかなく、それによって本件学校の授業が妨害された結果も重大」

　(２)侮辱罪が憲法違反だとする被告の主張とそれに対する裁判所の判断

《被告の主張》

ⅰ　法令違憲の主張

「侮辱罪の規定は明確性の原則に反して違憲」

ⅱ　適用違憲の主張

「仮にそうでないとしてもこれを政治的言動に対して適用することは違憲」

【裁判所の判断】

　ⅰ　法令違憲の主張に対して

「侮辱罪の構成要件は明確」

ⅱ　適用違憲の主張に対して

「政治的目的を有することの一事をもって公然と人を侮辱する行為がすべて許されることになるわけではない」